

被災の事業者や 個人に特別融資

県内金融機関

県内の金融機関は5日、台風21号で被災した事業者や個人向けの特別融資の取り扱いを始めた。

十六銀行は、被災した事業者の設備資金として最大1億円の融資枠を設定。個人向けは、10万円以上300万円以内を無担保で融資する。

大垣共立銀行は、事業者向けの事業資金として5千万円以内、個人向けに10万円以上300万円以内をそれぞれ融資する。

岐阜信用金庫は、個人向けに最大500万円を融資。事業者向けの設備資金には最長25年以内の融資期間を設けた。

J A岐阜信連と県内各JAは、被災した農業者を対象にした資金対応窓口をそれぞれ設置した。